

改定

現行

設計業務等共通仕様書 共通編

設計業務等共通仕様書_____

設計業務等共通仕様書_____

目次

第1編 土木設計共通編

第1章 総則

第1126条 受注者の賠償責任等

第1139条 新技術の活用について

第2編 河川編

第4章 水文観測業務

第1節 総則

第2401条 水文観測業務の種類

第2402条 対象観測所

第2403条 業務の実施基準

第2節 水文観測所保守点検

第2404条 水文観測所保守点検の目的

第2405条 水文観測所保守点検の内容

第2406条 観測所整備

第2407条 水文観測所保守点検の成果物

第3節 流量観測

第2408条 流量観測の目的

第2409条 作業確認

第2410条 観測班の編成

第2411条 流量観測所整備

設計業務等共通仕様書（案）

設計業務等共通仕様書（案）

目次

第1編 土木設計共通編

第1章 総則

第1126条 受注者の賠償責任

第2編 河川編

改定

現行

設計業務等共通仕様書 共通編

第 2412 条 流速計の検定
第 2413 条 現地調査
第 2414 条 低水流量観測の方法
第 2415 条 低水流量観測の成果物
第 2416 条 高水流量観測の方法
第 2417 条 作業確認指示事項及び連絡事項の定義
第 2418 条 高水流量観測の成果物
第 2419 条 ADCP による流量観測の方法
第 2420 条 ADCP による流量観測成果物
第 2421 条 電波式流速計による流量観測の方法
第 2422 条 電波式流速計による流量観測成果物
第 2423 条 画像解析による流量観測の方法
第 2424 条 標定点の設置・座標の測量
第 2425 条 画像解析による流量観測成果物
第 4 節 水位流量曲線作成
第 2426 条 水位流量曲線作成の目的
第 2427 条 水位流量曲線作成の方法
第 2428 条 水位流量曲線作成の成果物
第 5 節 水文資料整理
第 2429 条 水文資料の定義
第 2430 条 水文資料整理の目的
第 2431 条 水文資料整理の方法
第 2432 条 水文資料整理の成果物

第12編 建築設計編

第2章 業務の実施

第12104条 業務の着手

第12105条 設計図書等の貸与又は支給及び点検

第12112条 打合せ及び記録

第12114条 資料の返却

第3章 設計業務等一般

第1編 土木設計共通編

第1章 総則

第1102条 用語の定義

30 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。

ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示する場合は、記名がなくても有効とする。

（ 削 除 ）

39 「連絡」とは、監督員と受注者の間で、契約書に該当の無い事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要と

第12編 建築設計編

第1章 総則

第12105条 設計図書の支給及び点検

第12112条 打合せ等

第12114条 資料の貸与及び返却

第2章 設計業務等一般

第1編 土木設計共通編

第1章 総則

第1102条 用語の定義

30 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名、署名又は捺印したものを有効とする。

（1）緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。電子メールにより行う場合は、「愛媛県土木設計業務等の電子納品要領（以下、「電子納品要領」という。）」によるものとする。

（2）電子納品を行う場合は、「電子納品要領」によるものとする。

39 「連絡」とは、監督職員と受注者の間で、契約書に該当の無い事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。

する。

40 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。なお、「愛媛県土木設計業務等の電子納品要領（以下、「電子納品要領」という。）」によるものとする。

41 「情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、受注者は本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについて、別途紙に出力して提出しなくてもよい。

第 1103 条 受発注者の責務

1 受注者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

2 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

3 受注者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第 1107 条 管理技術者

4 管理技術者に委任できる権限は契約書第 10 条第 2 項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第 10 条第 2 項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発

40 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。

第 1103 条 受発注者の責務

受注者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

第 1107 条 管理技術者

注者及び監督員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

5 管理技術者は、監督員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

6 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。

7 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第 1108 条 照査技術者及び照査の実施

2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。

(6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果を照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（署名又は押印を含む）のうえ管理技術者に提出するものとする。

第 1110 条 提出書類

2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。なお、情報共有システムを利用する場合は、システムで出力される様式を使用することができる。

3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、

4 管理技術者は、監督員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

5 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。

6 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第 1108 条 照査技術者及び照査の実施

2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。

(6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果を照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名又は記名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。

第 1110 条 提出書類

2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変

受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き15日以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、15日（休日等を除く）以内に監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

また、受注者は、契約時において、予定価格が500万円を超える競争入札により調達される建設工事に関する調査、測量及び設計業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックし、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

例：【低】○○○○業務

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で登録機関に登録申請しなければならない。

なお、監督員の確認においては、「コリンズ・テクリス登録内容確認システム」の使用を原則とし、受発注者双方の事務手続きの簡素化・迅速化に取組むものとする。

変更があった日から、閉庁日を除き15日以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、15日（休日等を除く）以内に監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

また、受注者は、契約時において、予定価格が500万円を超える競争入札により調達される建設工事に関する調査、測量及び設計業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、業務実績情報システム（テクリス）に業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

例：【低】○○○○業務

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けたうえで登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。

第 1111 条 打合せ等

5 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。

6 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※¹、「ウィークリースタンス」※²に努める。

※¹ ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

※² ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組みの総称をいう。

第 1112 条 業務計画書

1 受注者は、契約締結後 14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

（ 削 除 ）

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1) 業務概要

(2) 実施方針

（ 削 除 ）

(3) 業務組織計画

(4) 打合せ計画

(5) 成果物の品質を確保するための計画

(6) 成果物の内容、部数

第 1111 条 打合せ等

5 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。

6 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

第 1112 条 業務計画書

1 受注者は、契約締結後 14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

ただし、当初の委託料が 50 万円未満の業務については、監督員が指示する場合を除き、業務計画書の作成を省略することができる。

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1) 業務概要

(2) 実施方針

(3) 業務工程

(4) 業務組織計画

(5) 打合せ計画

(6) 成果物の品質を確保するための計画

(7) 成果物の内容、部数

- (7) 使用する主な図書及び基準
- (8) 連絡体制(緊急時含む)
- (9) 使用する主な機器
- (10) 安全管理
- (11) その他

なお、当初の委託料が 300 万円未満の業務については、監督員が指示する場合を除き、業務計画書を簡易版とすることができる。簡易版は上記事項のうち(1)、(2)、(4)、(5)、(6)を省略できるものとする。

_____(11) その他には、第 1131 条個人情報の取扱い、第 1132 条安全等の確保及び第 1136 条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。

なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

第 1116 条 土地への立入り等

4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、**業務履行期間中**に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第 1119 条 検査

3 検査員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を

- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制(緊急時含む)
- (10) 使用する主な機器
- (11) 安全管理
- (12) その他

(2) 実施方針又は(12) その他には、第 1131 条個人情報の取扱い、第 1132 条安全等の確保及び第 1136 条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。

なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

第 1116 条 土地への立入り等

4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、立入り作業完了後 10 日以内(休日等を除く)に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第 1119 条 検査

3 検査員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を

行うものとする。ただし、発注者が検査時に受注者の立会の必要性がないと判断する業務については、管理技術者の立会を省略できるものとする。

第 1126 条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害、契約書第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第 41 条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第 1132 条 安全等の確保

1 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通知令和 7 年 3 月)を参考にして常に業務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

5 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第 496 号令和元年 9 月 2 日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。

第 1134 条 履行報告

受注者は、契約書第 15 条の規定に基づき、設計図書の定めるところにより、

行うものとする。

第 1126 条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害、契約書第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第 41 条に規定する契約不適合である場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第 1132 条 安全等の確保

1 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達平成 13 年 3 月 29 日)を参考にして常に業務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

5 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設省事務次官通達平成 5 年 1 月 12 日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。

第 1134 条 履行報告

受注者は、契約書第 15 条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督員に

履行状況報告を作成し、監督員に提出しなければならない。

第 1136 条 行政情報流出防止対策の強化

2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(事故の発生時の措置)

(1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

(2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第 1138 条 保険加入の義務

1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第 1139 条 新技術の活用について

1 受注者は、新技術情報提供システム (NETIS) を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。なお、活用の有無については協議の上、決定す

提出しなければならない。

第 1136 条 行政情報流出防止対策の強化

2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(事故の発生時の措置)

(1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

(2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

(3) 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第 1138 条 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

るものとする。

2 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、新技術の内容、対象数量、活用理由等について、業務計画書に記載しなければならない。

第2章 設計業務等一般

第1209条 設計業務の条件

11 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層のコスト縮減及び生産性向上の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについてコスト縮減及び生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト縮減及び生産性向上の提案を行うものとする。

この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（コスト縮減及び生産性向上の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。

12 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討する場合には、新技術情報提供システム（NETIS）を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。

また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS掲載期間終了技術を含む）に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検

第2章 設計業務等一般

第1209条 設計業務の条件

11 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層のコスト縮減の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについてコスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト縮減提案を行うものとする。この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（コスト縮減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。

12 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、若しくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム（NETIS）を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。

また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した

改定

現行

設計業務等共通仕様書 共通編

討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

(参考) 主要技術基準及び参考図書

R7.3 現在

※R7.3 現在時点で時点更新

※個々の主要技術基準及び参考図書の新旧対照表は省略

後に設計を行うものとする。

(参考) 主要技術基準及び参考図書

H28.3 現在

改 定	現 行
<p>第 2111 条 河川水辺環境調査の区分</p> <p>河川水辺環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>(1) 生物調査</p> <p> 1) ～ 6) 省略</p> <p> <u>7) 河川環境基図作成調査</u></p> <p>(2) ～ (4) 省略</p> <p>第 2118 条 河川環境基図作成調査</p> <p>1 業務目的 省略</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) 調査成果のとりまとめ</p> <p> 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、 河川環境基図を作成するものとする。</p> <p>(5) ～ (6) 省略</p>	<p>第 2111 条 河川水辺環境調査の区分</p> <p>河川水辺環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>(1) 生物調査</p> <p> 1) ～ 6) 省略</p> <p> _____</p> <p>(2) ～ (4) 省略</p> <p>第 2118 条 河川調査</p> <p>1 業務目的 省略</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) 調査成果のとりまとめ</p> <p> 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、 河川調査総括図を作成するものとする。</p> <p>(5) ～ (6) 省略</p>

第 2121 条 成果物

1 環境影響評価 省略

表 2.1.1 成果物一覧表

成果物項目	摘要
計画段階配慮書 (案)	※2
環境影響評価報告書一式	※1
方法書 (案)	
準備書 (案)	※2
評価書 (案)	※2
評価書の補正等	

※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。

※2 要約書 (案) を含むものとする。

2 河川水辺環境調査 省略

第 2207 条 貯留関数法による検討

1 業務目的 省略

2 業務内容

(1) ~ (2) 省略

(3) 現地調査

1) 行程計画

受注者は、現地調査にあたり、検討する際の必要な項目について

第 2121 条 成果物

1 環境影響評価 省略

表 2.1.1 成果物一覧表

成果物項目	摘要
_____	_____
環境影響評価報告書一式	※1
方法書 (案)	
準備書 (案)	※2
評価書 (案)	※2

※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。

※2 要約書 (案) を含むものとする。

2 河川水辺環境調査 省略

第 2207 条 貯留関数法による検討

1 業務目的 省略

2 業務内容

(1) ~ (2) 省略

(3) 現地調査

1) 行程計画及びとりまとめ

受注者は、現地調査にあたり、検討する際の必要な項目について

て事前に図上で予備的な調査を行い、行程計画を立案するものとする。

2) 省略

(4) ~ (7) 省略

第 2306 条 護岸予備設計

1 業務目的 省略

2 業務内容 省略

(1) ~ (2) 省略

(3) 基本事項の検討

1) 基礎検討

受注者は、対象範囲の区間毎に護岸の主要課題である次の事項を検討及び決定し、安全性について特に注意すべき点を明確にするものとする。

① 法線形 (3 案程度)

② 護岸の根入れ (洗掘深の検討)

③ 環境

2) 法覆工法検討

受注者は、「基礎検討」に基づいて洪水時の流速、土圧、地下水圧等に対して十分な強度を有し、施工性及び経済性等に優れる法覆工について 3 案程度提案して各々について検討を行うものとする。

3) 基礎工法の検討

① 一般地盤の場合

受注者は、「基礎検討」に基づいて、現地の状況、経年変化の調

て事前に図上で予備的な調査を行い、行程計画を立案するものとする。

2) 省略

(4) ~ (7) 省略

第 2306 条 護岸予備設計

1 業務目的 省略

2 業務内容 省略

(1) ~ (2) 省略

(3) 基本事項の検討

1) 基礎検討

受注者は、対象範囲の区間毎に護岸の主要課題である次の事項を検討及び決定し、安全性について特に注意すべき点を明確にするものとする。

① 法線形 (3 案____)

② 護岸の根入れ (洗掘深の検討)

③ 環境

2) 法覆工法検討

受注者は、「基礎検討」に基づいて洪水時の流速、土圧、地下水圧等に対して十分な強度を有し、施工性及び経済性等に優れる法覆工について 3 案____提案して各々について検討を行うものとする。

3) 基礎工法の検討

① 一般地盤の場合

受注者は、「基礎検討」に基づいて、現地の状況、経年変化の調

査結果を考慮して安全で施工性に優れた護岸基礎工法を 3 案程度提案し、検討するものとする。

② 省略

4) 省略

5) 環境護岸検討

受注者は、「基礎検討」に基づいて、検討対象護岸のうち、環境護岸（親水護岸等）として計画する位置、タイプ及び構造等、基本的な計画案を 3 案程度提案して各々について検討を行うものとする。

6) 省略

(4) 基本ケースの選定

1) 省略

2) 基本ケースの選定

受注者は、比較検討の結果を概略図として、平面（法線、環境等）、縦断（根入れ、構造物）及び断面（構造）等を整理し、当該区間全体に亘る護岸形式として河川特性を十分に考慮した 6 ケース程度を選定する。

(5) 図面作成

受注者は、下記の図面（縦断図を除く）について基本ケース（(4) で選定したケース）を作成するものとする。

1) 省略

2) 縦断図

平面図と同縮尺の規模で現況状況に対して計画河床、堤防高、関連施設等の挿入を計り、適切な縦断計画図を作成するものとする。

査結果を考慮して安全で施工性に優れた護岸基礎工法を 3 案____提案し、検討するものとする。

② 省略

4) 省略

5) 環境護岸検討

受注者は、「基礎検討」に基づいて、検討対象護岸のうち、環境護岸（親水護岸等）として計画する位置、タイプ及び構造等、基本的な計画案を 3 案____提案して各々について検討を行うものとする。

6) 省略

(4) 基本ケースの選定

1) 省略

2) 基本ケースの選定

受注者は、比較検討の結果を概略図として、平面（法線、環境等）、縦断（根入れ、構造物）及び断面（構造）等を整理し、当該区間全体に亘る護岸形式として河川特性を十分に考慮した 6 ケース____を選定する。

(5) 図面作成

受注者は、下記の図面（縦断図を除く）について基本ケース（6 ケース）を作成するものとする。

1) 省略

2) 縦断図

平面図と同縮尺の規模で現況状況に対して計画河床、堤防高、関連施設等の挿入を計り、適切な縦断計画図を作成するものとする。

なお、作成図面は原則として基本ケースを代表する1ルートとするが、法線が著しく異なる場合は別途作成するものとする。

3) ~ 5) 省略

(6) 省略

1) 施工方法の検討

基本事項の検討において決定された護岸タイプを基に該当区間護岸工事の施工計画案（施工方針、施工順序及び施工機械等）を3案程度立てるものとする。

2) 仮設計画の検討

受注者は、施工方法の検討で立案された3案程度について仮設工の必要性及び規模諸元を水理計算等により求め、仮設計画を立てるものとする。

3) 全体施工計画の比較検討

受注者は、上記の検討を踏まえ、基本ケースのうち、施工方針の異なる代表3案程度を対象に、対象区間全体の平面、工程計画を立て、施工性、安全性、経済性等の比較検討を行うものとする。

(7) 省略

(8) 総合評価

受注者は、(4)において選定された基本ケース（6ケース程度）について、安全性、経済性、施工性及び環境等を総合的に評価し、技術的面から優劣を検討し、最適の護岸タイプを提案するものとする。

(9) ~ (12) 省略

3 省略

なお、作成図面は原則として6ケースを代表する1ルートとするが、法線が著しく異なる場合は別途作成するものとする。

3) ~ 5) 省略

(6) 省略

1) 施工方法の検討

基本事項の検討において決定された護岸タイプを基に該当区間護岸工事の施工計画案（施工方針、施工順序及び施工機械等）を3案程度立てるものとする。

2) 仮設計画の検討

受注者は、施工方法の検討で立案された3案程度について仮設工の必要性及び規模諸元を水理計算等により求め、仮設計画を立てるものとする。

3) 全体施工計画の比較検討

受注者は、上記の検討を踏まえ、6ケースのうち、施工方針の異なる代表3案程度を対象に、対象区間全体の平面、工程計画を立て、施工性、安全性、経済性等の比較検討を行うものとする。

(7) 省略

(8) 総合評価

受注者は、(4)において選定された基本ケース（6ケース程度）について、安全性、経済性、施工性及び環境等を総合的に評価し、技術的面から優劣を検討し、最適の護岸タイプを提案するものとする。

(9) ~ (12) 省略

3 省略

第 2307 条 護岸詳細設計

1 省略

2 省略

(1) ~ (3) 省略

(4) 本体設計

1) 一般地盤の場合

① 省略

② 安定計算

受注者は、基礎工法の検討結果を基に、代表個所 3 断面程度について安定計算を行い、安全度を確認するものとする。

2) 軟弱地盤の場合

① 省略

② 現況護岸の安定計算

受注者は、現況護岸の工法及び断面がどの程度の安全度を保っているか、上記①の定数を用いて代表 3 断面程度の安定計算を行うものとする。

③ ~ ④ 省略

(5) ~ (6) 省略

(7) 図面作成及びパース作成

受注者は、一般平面図、縦断面図、標準横断面図、護岸構造図、護岸展開図、土工横断面図、場所打 R C 部の配筋図等を作成するものとする。また、環境護岸平面図、環境護岸標準横断面図、環境護岸構造図等を作成し、仮設平面図、切廻し水路設計図、工所用道路設計図、仮締切設計図等を作成するものとする。

なお、決定した護岸形式を基に周辺を含めた着色パース (A3 版)

第 2307 条 護岸詳細設計

1 省略

2 省略

(1) ~ (3) 省略

(4) 本体設計

1) 一般地盤の場合

① 省略

② 安定計算

受注者は、基礎工法の検討結果を基に、代表個所 3 断面_____について安定計算を行い、安全度を確認するものとする。

2) 軟弱地盤の場合

① 省略

② 現況護岸の安定計算

受注者は、現況護岸の工法及び断面がどの程度の安全度を保っているか、上記①の定数を用いて代表 3 断面_____の安定計算を行うものとする。

③ ~ ④ 省略

(5) ~ (6) 省略

(7) 図面作成_____

受注者は、一般平面図、縦断面図、標準横断面図、護岸構造図、護岸展開図、土工横断面図、場所打 R C 部の配筋図等を作成するものとする。また、環境護岸平面図、環境護岸標準横断面図、環境護岸構造図等を作成し、仮設平面図、切廻し水路設計図、工所用道路設計図、仮締切設計図等を作成するものとする。

なお、決定した護岸形式を基に周辺を含めた着色パース (A3 版)

を1タイプについて作成する。

(8)～(10) 省略

3 省略

第2310条 樋門詳細設計

1 省略

2 省略

(1)～(4) 省略

(5) 構造設計

1)～4) 省略

5) ゲート工及び操作室の設計

受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。ただし、機械関係（金物）の詳細設計は含まない。

①～④ 省略

6) 省略

(6)～(12) 省略

3 省略

第2315条 堰予備設計

1 省略

2 省略

(1)～(5) 省略

(6) 施工計画検討

受注者は、施工計画検討について、第2309条樋門予備設計第2項(6)に準ずるものとする。

を1タイプについて作成する。

(8)～(10) 省略

3 省略

第2310条 樋門詳細設計

1 省略

2 省略

(1)～(4) 省略

(5) 構造設計

1)～4) 省略

5) ゲート工及び操作室の設計

受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。_____

①～④ 省略

6) 省略

(6)～(12) 省略

3 省略

第2315条 堰予備設計

1 省略

2 省略

(1)～(5) 省略

(6) 施工計画検討

受注者は、施工計画検討について、第2306条樋門予備設計第2項(6)に準ずるものとする。

(7) 省略

(8) パース作成

受注者は、パース作成について、第 2309 条樋門予備設計第 2 項 (8) に準ずるものとする。

(9) ~ (10) 省略

3 省略

第 2316 条 堰詳細設計

1 省略

2 省略

(1) 省略

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 2306 条護岸予備設計第 2 項 (2) に準ずるものとする。

(3) ~ (11) 省略

3 省略

第 2318 条 水門予備設計

1 省略

2 省略

(1) ~ (7) 省略

(8) パース作成

受注者は、パース作成について、第 2309 条樋門予備設計第 2 項 (8) に準ずるものとする。

(9) ~ (10) 省略

(7) 省略

(8) パース作成

受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項 (8) に準ずるものとする。

(9) ~ (10) 省略

3 省略

第 2316 条 堰詳細設計

1 省略

2 省略

(1) 省略

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第 2 項 (2) に準ずるものとする。

(3) ~ (11) 省略

3 省略

第 2318 条 水門予備設計

1 省略

2 省略

(1) ~ (7) 省略

(8) パース作成

受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項 (8) に準ずるものとする。

(9) ~ (10) 省略

第2節 水文観測所保守点検

第2404条 水文観測所保守点検の目的

水文観測業務規程に基づく観測が適切に行われるよう、観測所、観測機器及び観測施設を維持及び管理するため、定期的にこれらの保守点検を実施し、また、必要に応じ、観測所等の整備、補修等を行うことを目的とする。

第2405条 水文観測所保守点検の内容

水文観測所の保守点検における作業の内容は以下の通りとする。

(1) 現地調査

保守点検観測所の状況等を把握するため、業務の実施にあたり、現地調査を行い必要な現地の状況を把握するものとする。

(2) 定期点検

観測所に対して、毎月1回以上実施する点検。観測所、観測機器及び観測施設に対して目視による点検を基本とする。

(3) 総合点検

観測所に対して、年1回以上実施する点検。観測所、観測機器及び観測施設に対して詳細な点検を実施し、疑似テスト等による点検を含めた総合的な点検をいう。

(4) 臨時点検

観測所に対して、監督員からの指示があった場合に実施する点検。実施内容については、監督員との協議による。

(5) データ等の回収

点検の際に自記紙、電子ロガーデータを回収する。自記紙の回

3項（１）～（４）を監督員へ送った時刻は全て記録し、流量観測終了後速やかに監督員へ報告する。

第2418 条 高水流量観測の成果物

受注者は、以下に記載した成果物のほか、特記仕様書に記載された成果物について報告書としてとりまとめて提出する。

（１）流量観測野帳

（２）横断（深浅）測量野帳

（３）観測流量表

（４）流量計算資料

（５）精度管理図

第2419 条 ADCPによる流量観測の方法

ADCPによる流量観測は『河川砂防技術基準 調査編』によるものとする。

第2420 条 ADCPによる流量観測成果物

受注者は、以下に記載した成果物のほか、特記仕様書に記載された成果物について報告書としてとりまとめて提出する。

（１）流量観測野帳

（２）観測流量表

（３）断面内流速分布図

（４）航跡図

（５）ADCP生データ

第2421 条 電波式流速計による流量観測の方法

電波式流速計による流量観測は『河川砂防技術基準 調査編』によるものとする。

第2422 条 電波式流速計による流量観測成果物

受注者は、以下に記載した成果物のほか、特記仕様書に記載された成果物について報告書としてとりまとめて提出する。

(1) 流量観測野帳

(2) 観測流量表

(3) 横断（深浅）測量野帳

(4) 精度管理図

(5) 電波式流速計の生データ

第2423 条 画像解析による流量観測の方法

画像解析による流量観測は、現場で撮影した動画像を解析することで流速を計測し、流量を算出するものとする。

第2424 条 標定点の設置・座標の測量

1. 新規の観測の場合は、画像解析のために現地に標定点を必要数設置し、それらの標定点とビデオカメラの物理座標を測量する。
2. 継続した観測の場合は、既設の標定点を利用できる。ただし、事前に物理座標の再測量を実施する。

第2425 条 画像解析による流量観測成果物

受注者は、以下に記載した成果物のほか、特記仕様書に記載された

改 定	現 行
<p data-bbox="152 248 448 280">第2節 堤防、護岸設計</p> <p data-bbox="152 296 544 328">第3103条 堤防、護岸予備設計</p> <p data-bbox="152 344 320 376">2 業務内容</p> <p data-bbox="165 392 425 424">(7) 設計方針の検討</p> <p data-bbox="152 440 1104 520">受注者は、所定の機能が発揮されるよう、堤防・護岸の型式、天端高、天端幅、法勾配及び法線を検討するものとする。</p> <p data-bbox="165 584 376 616">(14) パース作成</p> <p data-bbox="152 632 1104 711">受注者は、必要に応じて、設計図書に基づき、設計方針がわかるように、3タイプについてパース（A3版、着色）を作成するものとする。</p> <p data-bbox="152 775 544 807">第3104条 堤防、護岸詳細設計</p> <p data-bbox="152 823 320 855">2 業務内容</p> <p data-bbox="165 871 376 903">(15) パース作成</p> <p data-bbox="152 919 1104 999">受注者は、必要に応じて、設計図書に基づき、設計方針がわかるように、3タイプについてパース（A3版、着色）を作成するものとする。</p>	<p data-bbox="1131 248 1426 280">第2節 堤防、護岸設計</p> <p data-bbox="1131 296 1523 328">第3103条 堤防、護岸予備設計</p> <p data-bbox="1131 344 1299 376">2 業務内容</p> <p data-bbox="1144 392 1404 424">(7) 設計方針の検討</p> <p data-bbox="1131 440 2083 520">受注者は、所定の機能が発揮されるよう、堤防の型式、天端高、天端幅、法勾配及び法線を検討するものとする。</p> <p data-bbox="1144 584 1355 616">(14) パース作成</p> <p data-bbox="1131 632 2083 711">受注者は、設計図書に基づき、設計方針がわかるように、3タイプについてパース（A3版、着色）を作成するものとする。</p> <p data-bbox="1131 775 1523 807">第3104条 堤防、護岸詳細設計</p> <p data-bbox="1131 823 1299 855">2 業務内容</p> <p data-bbox="1144 871 1355 903">(15) パース作成</p> <p data-bbox="1131 919 2083 999">受注者は、設計図書に基づき、設計方針がわかるように、3タイプについてパース（A3版、着色）を作成するものとする。</p>

改 定	現 行
<p>第3節 胸壁設計</p> <p>第3106条 胸壁予備設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(14) パース作成</p> <p>受注者は、必要に応じて、設計図書に基づき、設計方針がわかるように、3タイプについてパース（A3版、着色）を作成するものとする。</p>	<p>第3節 胸壁設計</p> <p>第3106条 胸壁予備設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(14) パース作成</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、設計方針がわかるように、3タイプについてパース（A3版、着色）を作成するものとする。</p>

改 定	現 行
<p>第4節 突堤設計</p> <p>第3109条 突堤予備設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(15) 照査</p> <p>5) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p>	<p>第4節 突堤設計</p> <p>第3109条 突堤予備設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(15) 照査</p> <p>5) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。 最</p> <p>小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。</p>

改 定	現 行
<p>第 10 節 付帯設備設計</p> <p>第 3128 条 水門及び樋門予備設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(14) 照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>第 3129 条 水門及び樋門詳細設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(12) パース作成</p> <p>受注者は、必要に応じて、決定したデザインを基に、周辺を含めた着色パース（A3 版）を 1 タイプについて作成するものとする。</p> <p>第 3131 条 排水機場予備設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(14) パース作成</p> <p>受注者は、必要に応じて、決定したデザインを基に、周辺を含めた着色パース（A3 版）を 1 タイプについて作成するものとする。</p>	<p>第 10 節 付帯設備設計</p> <p>第 3128 条 水門及び樋門予備設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(14) 照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、照査を実施するものとする。</p> <p>第 3129 条 水門及び樋門詳細設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(12) パース作成</p> <p>受注者は、決定したデザインを基に、周辺を含めた着色パース（A3 版）を 1 タイプについて作成するものとする。</p> <p>第 3131 条 排水機場予備設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(14) パース作成</p> <p>受注者は、決定したデザインを基に、周辺を含めた着色パース（A3 版）を 1 タイプについて作成するものとする。</p>

改 定	現 行
<p>第 3134 条 陸開予備設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(12) パース作成</p> <p>受注者は、必要に応じて、決定したデザインを基に、周辺を含めた着色パース（A3版）を1タイプについて作成するものとする。</p>	<p>第 3134 条 陸開予備設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(12) パース作成</p> <p>受注者は、決定したデザインを基に、周辺を含めた着色パース（A3版）を1タイプについて作成するものとする。</p>

改 定	現 行
<p>第 1 1 節 成果物</p> <p>第 3136 条 成果物</p> <p>表 3.1.1 予備設計成果物一覧</p> <p>※砂浜の本体工一般図については、砂と突堤等の境界面における防砂版が設計業務に含まれる際に限り作成するものとする。</p>	<p>第 1 1 節 成果物</p> <p>第 3136 条 成果物</p> <p>表 3.1.1 予備設計成果物一覧</p>

改 定	現 行																								
<p>第1章 道路環境調査</p> <p>第2節 成果物</p> <p>第6110条 成果物</p> <p>1 環境影響調査</p> <p>受注者は、表 6.1.1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 6.1.1 環境影響評価成果物一覧表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">成 果 物</th> <th style="text-align: center;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画段階配慮書(案)</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>環境影響評価報告書一式</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>方法書(案)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準備書(案)</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>評価書(案)</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>評価書の補正等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査及び予測・評価・環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。</p> <p>※2 要約書(案)を含むものとする。</p>	成 果 物	摘 要	計画段階配慮書(案)	※2	環境影響評価報告書一式	※1	方法書(案)		準備書(案)	※2	評価書(案)	※2	評価書の補正等		<p>第1章 道路環境調査</p> <p>第2節 成果物</p> <p>第6110条 成果物</p> <p>1 環境影響調査</p> <p>受注者は、表 6.1.1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 6.1.1 環境影響評価成果物一覧表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">成 果 物</th> <th style="text-align: center;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境影響評価報告書一式</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>方法書(案)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準備書(案)</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>評価書(案)</td> <td>※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査及び予測・評価・環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。</p> <p>※2 要約書(案)を含むものとする。</p>	成 果 物	摘 要	環境影響評価報告書一式	※1	方法書(案)		準備書(案)	※2	評価書(案)	※2
成 果 物	摘 要																								
計画段階配慮書(案)	※2																								
環境影響評価報告書一式	※1																								
方法書(案)																									
準備書(案)	※2																								
評価書(案)	※2																								
評価書の補正等																									
成 果 物	摘 要																								
環境影響評価報告書一式	※1																								
方法書(案)																									
準備書(案)	※2																								
評価書(案)	※2																								

改 定	現 行
<p>第2章 交通現況調査</p> <p>第2節 交通量調査</p> <p>第6203条 単路部交通量調査</p> <p>1 業務目的</p> <p>単路部交通量調査は、対象道路断面における交通量の実態を得ることを目的とする。</p> <p>2 業務内容</p> <p>(3) 交通量観測</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要綱 交通量調査編」(国土交通省)に準ずるものとする。</p> <p>第6204条 交差点部交通量調査</p> <p>2 業務内容</p> <p>(3) 交通量観測</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については、「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要綱 交通調査編」(国土交通省)(以下「渋滞調査マニュアル」という。)に準ずるものとする。</p>	<p>第2章 交通現況調査</p> <p>第2節 交通量調査</p> <p>第6203条 単路部交通量調査</p> <p>1 業務目的</p> <p>単路部交通量調査は、対象道路断面における交通量特性を得ることを目的とする。</p> <p>2 業務内容</p> <p>(3) 交通量調査</p> <p>受注者は、監督員の指示する道路断面、調査時間および計測単位、車種別、方向別交通量を人手等により観測を行うものとする。なお、自転車歩行者の計測は監督員の指示によるものとする。また、車種分類、自転車歩行者については「全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査実施要領 交通量調査編」(国土交通省)に準ずるものとする。</p> <p>第6203条 交差点部交通量調査</p> <p>2 業務内容</p> <p>(3) 交通量観測</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については、「全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査実施要領 交通調査編」(国土交通省)(以下「渋滞調査マニュアル」という。)に準ずるものとする。</p>

改 定	現 行
<p>第3節 速度調査</p> <p>第6207条 旅行速度調査</p> <p>2 業務内容</p> <p>(4) 集計整理</p> <p>受注者は、集計整理について、「全国道路・街路交通情勢調査一般交通 量調査実施要綱 旅行速度調査編」(国土交通省)に準ずるものとする。</p> <p>第4節 起終点調査</p> <p>第6209条 路側OD調査</p> <p>2 業務内容</p> <p>路側OD調査の項目は、「全国道路・街路交通情勢調査自動車起終点調査 (OD調査)実施要綱 (調査編)」(国土交通省、以下「OD調査要綱」と記 す)に基づき下記のとおりとする。</p> <p>第5節 交通渋滞調査</p> <p>第6211条 交通渋滞調査</p> <p>2 業務内容</p> <p>交通渋滞調査の項目は、「交通渋滞実態調査マニュアル」(建設省土木研 究所 H2.2) (以下、渋滞調査マニュアル)に基づき、下記のとおりとする。</p>	<p>第3節 速度調査</p> <p>第6207条 旅行速度調査</p> <p>2 業務内容</p> <p>(4) 集計整理</p> <p>受注者は、集計整理について、「全国道路・街路交通情勢調査(道路交通 センサス)一般交通量調査実施要領 旅行速度調査編」(国土交通省)に 準ずるものとする。</p> <p>第4節 起終点調査</p> <p>第6209条 路側OD調査</p> <p>2 業務内容</p> <p>路側OD調査の項目は、「全国道路街路交通情勢調査実施要綱自動車起終 点調査 (調査編)」(国土交通省、以下「OD調査要綱」と記す)に基づき下 記のとおりとする。</p> <p>第5節 交通渋滞調査</p> <p>第6211条 交通渋滞調査</p> <p>2 業務内容</p> <p>交通渋滞調査の項目は、渋滞調査マニュアルに基づき、下記のとおりと する。</p>

改 定	現 行
<p data-bbox="226 300 412 328">(5) 渋滞長調査</p> <p data-bbox="264 347 1106 520">受注者は、交通流の待ち行列長を 10 分毎に 10m 単位で観測を行うものとする。なお、複数車線の道路においては、車線毎に調査するものとする。また、渋滞原因についても目視観測による補助調査を行うものとする。</p>	<p data-bbox="1205 300 1391 328">(5) 渋滞長調査</p> <p data-bbox="1243 347 2085 520">受注者は、交通流の待ち行列長を 10 分毎に 50m 単位で観測を行うものとする。なお、複数車線の道路においては、車線毎に調査するものとする。また、渋滞原因についても目視観測による補助調査を行うものとする。</p>

改 定	現 行
<p>第 4 章 道路設計</p> <p>第 1 節 道路設計の種類</p> <p>第 6403 条 道路概略設計</p> <p>1 業務目的</p> <p>道路概略設計は、第 1206 条設計業務の内容第 2 項に示す業務を、設計図書に基づいて検討し、事業を実施しようとする最適の路線を選定することを目的とする。本業務は使用する地形図の種類により以下に細分される。</p> <p>第 6404 条 道路予備設計(A)</p> <p>1 業務目的</p> <p>道路予備設計(A)は、概略設計によって決定された路線について、第 1206 条設計業務の内容第 3 項に示す業務の内、平面線形、縦横断線形の比較案を策定し、施工性、経済性、維持管理、走行性、安全性及び環境等の総合的な検討と橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、概略形式、基本寸法を計画し、技術的、経済的判定によりルートを中心線を決定することを目的とする。なお、設計図書に基づき中心線座標の計算を行うものとする。</p> <p>第 6408 条 道路詳細設計</p> <p>1 業務目的</p> <p>道路詳細設計は、道路予備設計(B)、或いは同修正設計(B)で確定した中心線位置、用地幅杭位置に基づき、第 1206 条設計業務の内容第 4 項に示す業務を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注</p>	<p>第 4 章 道路設計</p> <p>第 1 節 道路設計の種類</p> <p>第 6403 条 道路概略設計</p> <p>1 業務目的</p> <p>道路概略設計は、第 1206 条設計業務の内容第 3 項に示す業務を、設計図書に基づいて検討し、事業を実施しようとする最適の路線を選定することを目的とする。本業務は使用する地形図の種類により以下に細分される。</p> <p>第 6404 条 道路予備設計(A)</p> <p>1 業務目的</p> <p>道路予備設計(A)は、概略設計によって決定された路線について、第 1206 条設計業務の内容第 4 項に示す業務の内、平面線形、縦横断線形の比較案を策定し、施工性、経済性、維持管理、走行性、安全性及び環境等の総合的な検討と橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、概略形式、基本寸法を計画し、技術的、経済的判定によりルートを中心線を決定することを目的とする。なお、設計図書に基づき中心線座標の計算を行うものとする。</p> <p>第 6408 条 道路詳細設計</p> <p>1 業務目的</p> <p>道路詳細設計は、道路予備設計(B)、或いは同修正設計(B)で確定した中心線位置、用地幅杭位置に基づき、第 1206 条設計業務の内容第 5 項に示す業務を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注</p>

改 定	現 行
<p>に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。なお、予備設計で確定すべき要件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に示された設計を行うものとする。</p> <p>2 業務内容</p> <p>(5) 道路付帯構造物設計</p> <p>受注者は、一般構造物〔擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防護工等をいう。〕及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅 2m 超かつ延長 100m 超）、地下道、取付道路（幅 3m 超かつ延長 30m 超）側道、階段工（高さ 3m 以上）等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする（照明施設は除く）。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第 6424 条一般構造物詳細設計に準ずるものとする。</p> <p>(6) 小構造物設計</p> <p>受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ 2m 未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅 2m 以下または延長 100m 以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（幅 3m 以下または延長 30m 未満）、階段工（高さ 3m 未満）等を設計するものとする。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。</p>	<p>に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。なお、予備設計で確定すべき要件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に示された設計を行うものとする。</p> <p>2 業務内容</p> <p>(5) 道路付帯構造物設計</p> <p>受注者は、一般構造物〔擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防護工等をいう。〕及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅 2m 超かつ延長 100m 超）、地下道、取付道路（幅 3m 超かつ延長 30m 超）側道、階段工（高さ 3m 以上）等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第 6424 条一般構造物詳細設計に準ずるものとする。</p> <p>(6) 小構造物設計</p> <p>受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ 2m 未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅 2m 以下または延長 100m 以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（幅 3m 以下または延長 30m 未満）、階段工（高さ 3m 未満）等を設計するものとする。（照明施設は除く）なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。</p>

改 定	現 行
<p>(9) 舗装工設計</p> <p>受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、「舗装種別選定の手引き」（公益社団法人日本道路協会 R3.12）に示されたチェックシート等を参考にアスファルト舗装／コンクリート舗装等を比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。</p> <p>(13) 照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p>	<p>(9) 舗装工設計</p> <p>受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、舗装（アスファルト舗装／コンクリート舗装等）の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。</p> <p>(13) 照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 「詳細設計照査要領」（旧建設省・平成 11 年 3 月）に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。</p> <p>4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p>

改 定	現 行
<p>第 6423 条 一般構造物予備設計</p> <p>1 業務目的</p> <p>道路設計に伴い新たに一般構造物を新設する場合、地形・地質・立地条件等の基本条件と整合を図り、構造的・施工性・維持管理・経済性の観点から、以下に示す構造物毎に構造形式の比較検討を行い、最適形式と基本構造諸元を決定することを目的とする。なお 4)の覆工に関して、受注者は設計図書により与えられる対象の覆工と荷重の規模に基づき実施するものとする。又、受注者は 2)の擁壁・補強土・U型擁壁及び、3)法面工に関して、スベリ安定解析が必要となる場合にはその旨を監督員に報告すると共に、指示を受けるものとする。</p> <p>1) 門型ラーメン・箱型函渠</p> <p>2) 擁壁・補強土、U型擁壁</p> <p>3) 法面工（場所打ち法枠、アンカー付場所打ち法枠、吹付法枠工、アンカー付吹付法枠工、コンクリート吹付、張ブロック）</p> <p>4) 覆工（ロックシェッド、スノーシェッド、スノーシェルター）</p>	<p>第 6423 条 一般構造物予備設計</p> <p>1 業務目的</p> <p>道路設計に伴い新たに一般構造物を新設する場合、地形・地質・立地条件等の基本条件と整合を図り、構造的・施工性・維持管理・経済性の観点から、以下に示す構造物毎に構造形式の比較検討を行い、最適形式と基本構造諸元を決定することを目的とする。なお 4)の覆工に関して、受注者は設計図書により与えられる対象の覆工と荷重の規模に基づき実施するものとする。又、受注者は 2)の擁壁・補強土^工・U型擁壁及び、3)法面工に関して、スベリ安定解析が必要となる場合にはその旨を監督員に報告すると共に、指示を受けるものとする。</p> <p>1) 門型ラーメン・箱型函渠</p> <p>2) 擁壁・補強土^工、U型擁壁</p> <p>3) 法面工（場所打ち法枠、アンカー付場所打ち法枠、吹付法枠工、アンカー付吹付法枠工、コンクリート吹付、張ブロック）</p> <p>4) 覆工（ロックシェッド、スノーシェッド、スノーシェルター）</p>

改 定	現 行
<p>第 6424 条 一般構造物詳細設計</p> <p>1 業務目的</p> <p>詳細設計は、予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。対象とする構造物は以下のとおりであり、発注者は、設計対象工種を設計図書に指示する。なお 4)覆工、5)雪崩予防施設については、受注者は設計図書に基づき与えられた荷重条件に従って業務を行うものとする。</p> <p>1) 函渠工・・・門型ラーメン、箱型函渠</p> <p>2) 擁壁・補強土・・・逆T式擁壁、重力式擁壁、U型擁壁もたれ式擁壁、井桁式擁壁、大型ブロック積擁壁、補強土工</p> <p>3) 法面工・・・場所打ち法枠工、アンカー付き場所打ち法枠工</p> <p>4) 覆工・・・ロックシェッド、スノーシェッド、スノーシェルター</p> <p>5) 雪崩予防施設</p> <p>2 業務内容</p> <p>(6) 設計計算</p> <p>受注者は、予備設計で決定された構造形式の主要構造寸法に基づき、設計図書において指示された設計条件に従い、安定計算及び断面応力度計算を実施する。また、下記工種は設計図書に記載がない限りスベリ安定計算を行うものとする。なお、これによりがたい場合は監督員と協議するものとする。</p>	<p>第 6424 条 一般構造物詳細設計</p> <p>1 業務目的</p> <p>詳細設計は、予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。対象とする構造物は以下のとおりであり、発注者は、設計対象工種を設計図書に基づき与えられた荷重条件に従って業務を行うものとする。</p> <p>1) 函渠工・・・門型ラーメン、箱型函渠</p> <p>2) 擁壁・補強土^工・・・逆T式擁壁、重力式擁壁、U型擁壁もたれ式擁壁、井桁式擁壁、大型ブロック積擁壁、補強土工</p> <p>3) 法面工・・・場所打ち法枠工、アンカー付き場所打ち法枠工</p> <p>4) 覆工・・・ロックシェッド、スノーシェッド、スノーシェルター</p> <p>5) 雪崩予防施設</p> <p>2 業務内容</p> <p>(6) 設計計算</p> <p>受注者は、予備設計で決定された構造形式の主要構造寸法に基づき、設計図書において指示された設計条件に従い、安定計算及び断面応力度計算を実施する。また、下記工種は設計図書に記載がない限りスベリ安定計算を行うものとする。なお、これによりがたい場合は監督員と協議するものとする。</p>

改 定	現 行
<ul style="list-style-type: none">・もたれ擁壁・井桁式擁壁・大型ブロック積擁壁・補強土・場所打ち法枠工・アンカー付き場所打ち法枠工 <p>第 6429 条 盛土・切土詳細設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(5) 対策工法の選定</p>	<ul style="list-style-type: none">・もたれ擁壁・井桁式擁壁・大型ブロック積擁壁・補強土 工・場所打ち法枠工・アンカー付き場所打ち法枠工 <p>第 6429 条 盛土・切土詳細設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(5) 検討 対策工法の選定</p>

改 定	現 行
<p>第5章 地下構造物設計</p> <p>第3節 共同溝設計</p> <p>第6507条 共同溝基本検討</p> <p>2 業務内容</p> <p>(4) 比較案の選定</p> <p>受注者は貸与資料、指示事項、現地踏査等に基づき、基本事項の検討結果を踏まえ、比較案の選定を行うものとする。なお、各比較案については以下の項目を検討するものとする。</p> <p>1) 一般部の断面形状</p> <p>2) 線形計画</p> <p>受注者は線形の主要素となる箇所を設定し、概略の線形を計画するものとする。特殊部、排水ピット、換気口等の位置、形状については考慮しないものとする。</p> <p>3) 工法検討</p> <p>受注者は既往資料、実績をもとに以下の項目について検討するものとする。</p> <p>① 開削工法（山留工法）現場打共同溝・プレキャスト共同溝</p> <p>② シールド工法（シールド機種）</p> <p>③ 推進工法(河川、鉄道等を下越しするためのシールド工法以外の工法)</p> <p>④ その他の特殊工法</p>	<p>第5章 地下構造物設計</p> <p>第3節 共同溝設計</p> <p>第6507条 共同溝基本検討</p> <p>2 業務内容</p> <p>(4) 比較案の選定</p> <p>受注者は貸与資料、指示事項、現地踏査等に基づき、基本事項の検討結果を踏まえ、比較案の選定を行うものとする。なお、各比較案については以下の項目を検討するものとする。</p> <p>1) 一般部の断面形状</p> <p>2) 線形計画</p> <p>受注者は線形の主要素となる箇所を設定し、概略の線形を計画するものとする。特殊部、排水ピット、換気口等の位置、形状については考慮しないものとする。</p> <p>3) 工法検討</p> <p>受注者は既往資料、実績をもとに以下の項目について検討するものとする。</p> <p>① 開削工法（山留工法）現場打共同溝・プレキャスト共同溝</p> <p>② シールド工法（シールド機種）</p> <p>③ 推進工法(河川、鉄道等を下越しするためのシールド工法以外の工法)</p> <p>④ その他の特殊工法</p>

改 定	現 行
<p>第 4 節 電線共同溝設計</p> <p>第 6516 条 電線共同溝詳細設計</p> <p>1 業務目的</p> <p>電線共同溝詳細設計は、予備設計で決定された基本事項、設計図書に示された設計条件、既往の関連資料、電線共同溝施工位置の地形、地質、既設埋設物条件、沿道の条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p> <p>第 5 節 成果物</p> <p>第 6517 条 成果物</p> <p>受注者は、表 6.5.1～表 6.5.12 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。</p>	<p>第 4 節 電線共同溝設計</p> <p>第 6516 条 電線共同溝詳細設計</p> <p>1 業務目的</p> <p>電線共同溝詳細設計は、予備設計で決定された基本事項、設計図書に示された設計条件、既往の関連資料、電線共同溝施工位置の地形、地質、既設埋設物条件、沿道の条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p> <p>第 5 節 成果物</p> <p>第 6517 条 成果物</p> <p>受注者は、表 6.5.1～表 6.5.12 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。</p>

改 定	現 行
<p>第7章 トンネル設計</p> <p>第2節 トンネル設計</p> <p>第6704条 山岳トンネル詳細設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(4) 本體工設計</p> <p>1) 地山分類</p> <p>受注者は、予備設計において決定された地山分類を基に、その後の調査及び検討結果を加味し、地山分類を行うものとする。</p> <p>2) トンネル断面及び支保工の設計</p> <p>受注者は、予備設計において選定された適用断面について、その後の調査及び検討結果を考慮して、適用断面の妥当性の確認を行うとともに支保工の構造及び規模を選定するものとする。特に、坑口付近、断層、破碎帯等土圧の変化が予想される箇所、地表または近接して構造物がある場合、かぶりの薄い場合等は安全性、施工性を考慮して、補助工法の併用も考慮した断面及び支保工の検討を行うものとする。ただし、断面、支保工及び補助工法の検討は、類似トンネルの施工例等の既往資料を基に行うことを基本とする。なお、受注者は、設計図書に基づき、構造計算(FEM解析等)及び補助工法の設計を行うものとする。</p> <p>なお、切羽の自立が悪い場合に適用される支保パターン DI-a 以下では原則として鏡吹付けを実施することについて図面等の設計図書に記載することとする。</p> <p>また、支保パターン CII-b 以上の場合であっても、以下のア～ウのい</p>	<p>第7章 トンネル設計</p> <p>第2節 トンネル設計</p> <p>第6704条 山岳トンネル詳細設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(4) 本體工設計</p> <p>1) 地山分類</p> <p>受注者は、予備設計において決定された地山分類を基に、その後の調査及び検討結果を加味し、地山分類を行うものとする。</p> <p>2) トンネル断面及び支保工の設計</p> <p>受注者は、予備設計において選定された適用断面について、その後の調査及び検討結果を考慮して、適用断面の妥当性の確認を行うとともに支保工の構造及び規模を選定するものとする。特に、坑口付近、断層、破碎帯等土圧の変化が予想される箇所、地表または近接して構造物がある場合、かぶりの薄い場合等は安全性、施工性を考慮して、補助工法の併用も考慮した断面及び支保工の検討を行うものとする。ただし、断面、支保工及び補助工法の検討は、類似トンネルの施工例等の既往資料を基に行うことを基本とする。なお、受注者は、設計図書に基づき、構造計算(FEM解析等)及び補助工法の設計を行うものとする。</p>

改 定	現 行
<p>れかの事項が発生することが懸念される場合には鏡吹付けの実施について検討する必要があることについて図面等の設計図書に記載することとする。</p> <p>ア 鏡面から岩塊が抜け落ちる イ 鏡面の押出しを生じる ウ 鏡面は自立せず崩れあるいは流出</p> <p>第3節 シールドトンネル設計 第6708条 立坑予備設計</p> <p>2 業務内容 立坑予備設計の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p>	<p>第3節 シールドトンネル設計 第6708条 立坑予備設計</p> <p>2 業務内容 立坑予備設計の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 業務計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p>

改 定	現 行
<p>第 8 章 橋梁設計</p> <p>第 2 節 橋梁設計</p> <p>橋梁設計は、新規に橋梁を建設又は架替えに際して実施する橋梁の設計に適用する。</p> <p>第 6803 条 橋梁予備設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(4) 橋梁形式比較案の選定</p> <p>受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、監督員と協議のうえ、設計する比較案 をプレキャストを含む 3 案以上 選定するものとする。</p> <p>3 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 道路概略設計報告書</p> <p>(2) 道路予備設計報告書</p> <p>(3) 地質調査報告書</p> <p>(4) 実測平面図（縮尺 1/200～1/500）</p> <p>(5) 実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200）</p> <p>(6) 周辺施設（既設、計画）に関する資料</p>	<p>第 8 章 橋梁設計</p> <p>第 2 節 橋梁設計</p> <p>橋梁設計は、新規に橋梁を建設又は架替え る に際して実施する橋梁の設計に適用する。</p> <p>第 6803 条 橋梁予備設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(4) 橋梁形式比較案の選定</p> <p>受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、監督員と協議のうえ、設計する比較案 3 案を 選定するものとする。</p> <p>3 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 道路概略設計報告書</p> <p>(2) 道路予備設計報告書</p> <p>(3) 地質調査報告書</p> <p>(4) 実測平面図（縮尺 1/200～1/500）</p> <p>(5) 実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200）</p> <p>(6) 周辺施設（既設、計画）に関する資料</p>

改 定	現 行
<p data-bbox="188 248 506 284">(7) 環境影響評価報告書</p> <p data-bbox="152 347 465 379">第 6804 条 橋梁詳細設計</p> <p data-bbox="188 395 349 427">3 貸与資料</p> <p data-bbox="232 443 757 475">発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p data-bbox="188 491 725 863"> (1) 橋梁予備設計成果 (2) 道路線形計算書 (3) 実測平面図（縮尺 1/200～1/500） (4) 実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200） (5) 道路等詳細設計成果関連部分 (6) 地質調査報告書 (7) 周辺施設（既設、計画）に関する資料 (8) 幅杭設計成果 </p> <p data-bbox="188 874 506 909">(9) 環境影響評価報告書</p> <p data-bbox="152 973 421 1005">第 4 節 橋梁補強設計</p> <p data-bbox="152 1021 519 1053">第 6809 条 橋梁補強予備設計</p> <p data-bbox="188 1069 349 1101">1 業務目的</p> <p data-bbox="210 1117 1111 1294">橋梁補強予備設計は、設計図書、既存の関連資料及び関連する基準等を基に、補強の目的に沿った上部工、下部工、基礎工及び上下部接続部について補強工法の比較検討を行い、最適補強工法とその基本的な構造諸元を決定することを目的とする。</p>	<p data-bbox="1131 347 1444 379">第 6804 条 橋梁詳細設計</p> <p data-bbox="1167 395 1328 427">3 貸与資料</p> <p data-bbox="1211 443 1736 475">発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p data-bbox="1167 491 1704 863"> (1) 橋梁予備設計成果 (2) 道路線形計算書 (3) 実測平面図（縮尺 1/200～1/500） (4) 実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200） (5) 道路等詳細設計成果関連部分 (6) 地質調査報告書 (7) 周辺施設（既設、計画）に関する資料 (8) 幅杭設計成果 </p> <p data-bbox="1131 973 1400 1005">第 4 節 橋梁補強設計</p> <p data-bbox="1131 1021 1498 1053">第 6809 条 橋梁補強予備設計</p> <p data-bbox="1167 1069 1328 1101">1 業務目的</p> <p data-bbox="1189 1117 2089 1294">橋梁補強予備設計は、設計図書、既存の関連資料及び関連する基準等を基に、補強の目的に沿った上部工、下部工あるいは基礎工について補強工法の比較検討を行い、最適補強工法とその基本的な構造諸元を決定することを目的とする。</p>

改 定	現 行
<p>第9章 道路施設点検</p> <p>第2節 道路防災カルテ点検</p> <p>第6902条 道路防災カルテ点検</p> <p>1. 業務目的</p> <p>道路防災カルテ点検は、過年度に作成された道路防災カルテを用いて、設計図書に基づいた条件で、防災カルテを用いた点検及び防災カルテの修正を行うことを目的とする。</p> <p>第3節 成果物</p> <p>第6903条 成果物</p> <p>受注者は、次の各号について成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、納品するものとする。</p> <p>(1) 道路防災カルテ点検</p> <p>点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。</p>	<p>第9章 道路施設点検</p> <p>第2節 道路防災カルテ点検</p> <p>第6902条 道路防災カルテ点検</p> <p>1. 業務目的</p> <p>道路防災カルテ点検は、発注者より貸与される道路防災カルテを用いて、設計図書に基づいた条件で、防災カルテを用いた点検及び防災カルテの修正を行うことを目的とする。</p> <p>第3節 成果物</p> <p>第6903条 成果物</p> <p>受注者は、次の各号について成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、提出するものとする。</p> <p>(1) 道路防災カルテ点検</p> <p>点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。</p>

改 定	現 行
<p>第8編 港湾・漁港編</p> <p>第1節 予備・基本設計</p> <p>3 使用する基準及び図書</p> <p>(1) 受注者は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）（公社）日本港湾協会」に準拠し、設計業務を実施しなければならない。</p> <p>4 設計手法</p> <p>(3) 受注者は、技術基準対象施設の設計にあたっては、適切な維持への配慮の視点を取り入れた設計を行わなければならない。</p>	<p>第8編 港湾・漁港編</p> <p>第1節 予備・基本設計</p> <p>3 使用する基準及び図書</p> <p>(1) 受注者は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成19年7月）（社）日本港湾協会」に準拠し、設計業務を実施しなければならない。</p> <p>4 設計手法</p>

改 定	現 行																								
<p>第5節 実施設計</p> <p>2 設計計画</p> <p>受注者は、設計に当り、事前に業務の目的、内容を把握し、業務の遂行に必要な計画を立案しなければならない。</p> <p style="background-color: yellow;">なお、必要に応じ、第8編 第1節 2～5を適用する。</p> <p>5 成果</p> <p>(1) 受注者は、実施設計の成果として、「表－3 実施設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表－3 実施設計成果物項目</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">成 果 物</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 報告書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 設計説明書</td> <td>設計位置、目的、延長、構造形式</td> </tr> <tr> <td>2) 設計図面</td> <td>工事の実施に必要な図面の作成</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow;">3) 設計計算書</td> <td>設計図書に基づく工種別、材料別の数量の算出</td> </tr> <tr> <td>II 設計図面</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	成 果 物	内 容	I 報告書		1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、構造形式	2) 設計図面	工事の実施に必要な図面の作成	3) 設計計算書	設計図書に基づく工種別、材料別の数量の算出	II 設計図面		<p>第5節 実施設計</p> <p>2 設計計画</p> <p>受注者は、設計に当り、事前に業務の目的、内容を把握し、業務の遂行に必要な計画を立案しなければならない。</p> <p>5 成果</p> <p>(1) 受注者は、実施設計の成果として、「表－3 実施設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表－3 実施設計成果物項目</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">成 果 物</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 報告書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 設計説明書</td> <td>設計位置、目的、延長、構造形式</td> </tr> <tr> <td>2) 設計図面</td> <td>工事の実施に必要な図面の作成</td> </tr> <tr> <td>4) 設計計算書</td> <td>設計図書に基づく工種別、材料別の数量の算出</td> </tr> <tr> <td>II 設計図面</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	成 果 物	内 容	I 報告書		1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、構造形式	2) 設計図面	工事の実施に必要な図面の作成	4) 設計計算書	設計図書に基づく工種別、材料別の数量の算出	II 設計図面	
成 果 物	内 容																								
I 報告書																									
1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、構造形式																								
2) 設計図面	工事の実施に必要な図面の作成																								
3) 設計計算書	設計図書に基づく工種別、材料別の数量の算出																								
II 設計図面																									
成 果 物	内 容																								
I 報告書																									
1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、構造形式																								
2) 設計図面	工事の実施に必要な図面の作成																								
4) 設計計算書	設計図書に基づく工種別、材料別の数量の算出																								
II 設計図面																									

改 定	現 行
<p>第1章 水路設計</p> <p>第7節 パイプライン路線計画</p> <p>第9121条 実施設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(5) 路線選定</p> <p>4) 路線比較検討</p> <p>最終比較路線について詳細工事費の比較を行うものとする。</p> <p>(6) 路線計画図作成</p> <p>受注者は、実施路線について 1/500 平面縦断図を作成するものとする。</p> <p>第9136条 基本設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(4) 設計計画</p> <p>2) 型式、規模及び構造の検討</p> <p>型式、規模、構造を比較検討し、概略を決定するものとする。</p>	<p>第1章 水路設計</p> <p>第7節 パイプライン路線計画</p> <p>第9121条 実施設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(5) 路線選定</p> <p>4) 路線比較検討</p> <p>最終比較路線について 1/500 平面縦断図を作成するものとする。</p> <p>(6) 路線計画図作成</p> <p>受注者は、実施路線について詳細工事費の比較を行うものとする。</p> <p>第9136条 基本設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(4) 設計計画</p> <p>2) 型式、規模及び構造の検討</p> <p>型式規模、構造を比較検討し、概略を決定するものとする。</p>

改 定	現 行
<p>第2章 農道設計</p> <p>第2節 現況調査計画</p> <p>第9202条 基本設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(3)計画</p> <p>6) 基幹農道計画</p> <p>諸検討を基に基幹農道計画の大綱を定める。</p> <p>第3節 道路計画</p> <p>第9204条 構想設計</p> <p>(3)線形計画・設計</p> <p>1) 線形計画・設計基本計画</p> <p>1/5,000地形図により、種々条件を考慮し、図上での計画を行うとともに、作業計画を樹立する。</p> <p>第9206条 実施設計</p> <p>1 業務目的</p> <p>実施設計は、第1206条設計業務の内容第4項に示す業務を、基本設計で確定した中心線位置、用地幅杭位置に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。なお、基本設計で確定すべき要件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に示された設計を行うものとする。</p>	<p>第2章 農道設計</p> <p>第2節 現況調査計画</p> <p>第9202条 基本設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(3)計画</p> <p>6) 幹線農道計画</p> <p>諸検討を基に幹線農道計画の大綱を定める。</p> <p>第3節 道路計画</p> <p>第9204条 構想設計</p> <p>(3)線形計画・設計</p> <p>1) 線形計画・設計基本計画</p> <p>1/5,000地形図により、種々条件を考慮し、図上での計画を行う。</p> <p>第9206条 実施設計</p> <p>1 業務目的</p> <p>実施設計は、第1206条設計業務の内容第8項に示す業務を、基本設計で確定した中心線位置、用地幅杭位置に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。なお、基本設計で確定すべき要件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に示された設計を行うものとする。</p>

改 定	現 行
<p>2 業務内容</p> <p>(3)線形計画・設計</p> <p>1) 線形計画・設計基本方針</p> <p>概定した線形について、総合的に比較し、細部設計に資するとともに、作業計画を樹立する。</p> <p>(7) 大型構造物の計画設計・図面作成</p> <p>別添 特記仕様書によるものとする。</p> <p>(8) 排水計画・設計</p> <p>(9) 工事数量計算</p> <p>受注者は、設計横断図により土工、法面工等の詳細数量を、附帯構造物設計図書に基づき附帯小構造物一式の詳細数量を算出するものとする。</p> <p>(10) 概算工事費積算</p> <p>(11) 施工計画</p> <p>(12) 特別仕様書作成</p> <p>(13) 点検取りまとめ</p> <p>(14) 報告書作成</p>	<p>2 業務内容</p> <p>(3)線形計画・設計</p> <p>1) 線形計画・設計基本方針</p> <p>概定した線形について、総合的に比較し、細部設計に資する。</p> <p>(新設)</p> <p>(7) 排水計画・設計</p> <p>(8) 工事数量計算</p> <p>受注者は、設計横断図により土工、法面工等の詳細数量を、付帯構造物設計図書に基づき附帯小構造物一式の詳細数量を算出するものとする。</p> <p>(9) 概算工事費積算</p> <p>(10) 施工計画</p> <p>(11) 特別仕様書作成</p> <p>(12) 点検取りまとめ</p> <p>(13) 報告書作成</p>

改 定	現 行
<p>第3章 ほ場整備</p> <p>第1節 ほ場整備設計</p> <p>第9302条 基本設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(4)計画・設計諸元検討</p> <p>7)面積算定</p> <p>1/1,000 図上で、機器の使用により面積を測定し、各種計画が樹立出来るようまとめる。</p> <p>(13)経済効果算定</p> <p>2) 作物生産効果算定</p> <p>所定様式により作物生産効果を算定する。</p> <p>3) 営農経費節減効果算定</p> <p>所定様式により営農経費節減効果を算定する。</p> <p>第9503条 基本設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(14)経済効果算定</p> <p>2) 作物生産効果算定</p> <p>所定様式により作物生産効果を算定する。</p> <p>3) 営農経費節減効果算定</p> <p>所定様式により営農経費節減効果を算定する。</p>	<p>第3章 ほ場整備</p> <p>第1節 ほ場整備設計</p> <p>第9302条 基本設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(4)計画・設計諸元検討</p> <p>7)面積算定</p> <p>1/1,000 図上で、三斜法又は座標読取機の使用により面積を測定し、各種計画が樹立出来るようまとめる。</p> <p>(13)経済効果算定</p> <p>2) 増産効果算定</p> <p>所定様式により増産効果を算定する。</p> <p>3) 営農労力節減効果算定</p> <p>所定様式により営農労力節減効果を算定する。</p> <p>第9503条 基本設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(14)経済効果算定</p> <p>2) 増産効果算定</p> <p>所定様式により増産効果を算定する。</p> <p>3) 営農労力節減効果算定</p> <p>所定様式により営農労力節減効果を算定する。</p>

改 定	現 行
<p>第 9504 条 実施設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(11)水管橋の設計</p> <p>受注者は、以下の作業を行い、水管橋の設計を行うものとする。</p> <p>1) 設計図作成</p> <p>必要な構造計算を行い、構造図、配筋図、配管図及び仮設図を作成する。</p>	<p>第 9504 条 実施設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>(11)水管橋の設計</p> <p>受注者は、以下の作業を行い、水管橋の設計を行うものとする。</p> <p>1) 設計図作成</p> <p>必要な構造計算を行い、構造図、配筋図、配管図及び仮設図等を作成する。</p>

改 定	現 行
<p>第 6 章 営農飲雑用水施設設計 第 1 節 営農飲雑用水施設設計 第 9602 条 基本設計</p> <p>2 業務内容 (7)送水管路施設設計 受注者は以下の作業を行い、送水管路施設設計を行うものとする。</p> <p>1) 設計図作成 1/1,000 平面図から図測縦断図を作成し、それに基づき水理計算と構造計算から管種、口径を決定し、縦断計画図及び附帯施設の標準構造図を作成する。</p> <p>第 9603 条 実施設計</p> <p>2 業務内容 (4)取水施設設計 1) 構造図作成 詳細な水理ポンプ容量計算及び構造計算を行い、詳細構造図及び配筋図を作成する。</p>	<p>第 6 章 営農飲雑用水施設設計 第 1 節 営農飲雑用水施設設計 第 9602 条 基本設計</p> <p>2 業務内容 (7)送水管路施設設計 受注者は以下の作業を行い、送水管路施設設計を行うものとする。</p> <p>1) 設計図作成 1/1,000 平面図から図測縦断図を作成し、それに基づき水理計算と構造計画から管種、口径を決定し、縦断計画及び附帯施設の標準構造図を作成する。</p> <p>第 9603 条 実施設計</p> <p>2 業務内容 (4)取水施設設計 1) 構造図作成 詳細な水理ポンプ容量計算を行い、詳細構造図及び配筋図を作成する。</p>

3 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与又は支給する。ただし、建築共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

4 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加で貸与又は支給するものとする。

第 12107 条 管理技術者

3 管理技術者の資格要件は特記仕様書による。なお、管理技術者は、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

4 管理技術者に委任できる権限は、契約書第 10 条第 2 項に定める事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもってその内容を含め通知しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第 10 条第 3 項の規定により行使できないとされた権限を除く。）を行使することができるため、発注者及び監督員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

5 管理技術者は、監督員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

6 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。

7 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第 12109 条 主任技術者

2 主任技術者の資格要件は特記仕様書による。

第 12112 条 打合せ及び記録

第 12113 条 業務計画書

2 業務計画書の内容は、特記仕様書による。なお、受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。

第 12114 条 資料の返却

1 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督員に返却するものとする。

2 受注者は、貸与された図書及び関係資料等を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

3 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

いては、受注者の負担において備えるものとする。

2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

3 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加で支給するものとする。

第 12107 条 管理技術者

3 管理技術者の資格要件は特記による。なお、管理技術者は、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

4 管理技術者は、監督員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

5 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。

6 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第 12109 条 主任技術者

2 主任技術者の資格要件は特記による。

第 12112 条 打合せ等

第 12113 条 業務計画書

2 業務計画書の内容は、特記による。なお、受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。

第 12114 条 資料の貸与及び返却

1 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。

2 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督員に返却するものとする。

3 受注者は、貸与された図書及び関係資料等を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

第 12120 条 検査

- 1 受注者は、契約書第 32 条第 1 項の規定に基づき、業務が完了した旨を発注者に通知する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。

第 12126 条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害、契約書第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合

第 12128 条 部分使用

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 34 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合
(2) その他特に必要と認められた場合

第 12129 条 再委託

- 2 契約書第 7 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー (複写)、ワープロ (文書作成)、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成、資料の収集及び単純な集計等とする。

第 2 章 設計業務等一般**第 12201 条 使用する技術基準等**

- 1 受注者が、業務を実施するに当り、適用すべき基準等（以下「適用基準等」という。）は、特記仕様書による。
2 受注者は、適用基準等により難い特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得なければならない。

第 12202 条 設計業務の条件

- 3 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。なお、リサイクル計画書の作成は特記仕様書による。
6 受注者は、形状、構造、使用材料、施工方法等について、コスト削減の観点を取り入れた設計を行うものとする。なお、コスト削減に係る提案書の提出は特記仕様書による。

第 12120 条 検査

- 1 受注者は、契約書第 32 条第 1 項の規定に基づき、完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。

第 12126 条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 27 条に規定する一般的損害、契約書第 28 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合

第 12128 条 部分使用

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 33 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合
(2) その他特に必要と認められた場合

第 12129 条 再委託

- 2 契約書第 7 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー _____、ワープロ _____、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成、資料の収集及び単純な集計等とする。

第 2 章 設計業務等一般**第 12201 条 使用する技術基準等**

- 1 受注者が、業務を実施するに当り、適用すべき基準等（以下「適用基準等」という。）は、特記 _____ による。
2 受注者は、適用基準等により難い特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得なければならない。
3 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

第 12202 条 設計業務の条件

- 3 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。
6 受注者は、コスト削減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、_____ 設計時に検討すべきコスト削減 _____ 提案を行うものとする。